

〔資朝卿記〕文保二年三月十日辛未、新院園○花今日應始也、予奉行之、早旦爲亞相殿御使、向北山、乘燭之程、參新院、催促人々、西園寺新大納言實、春宮大夫公、辨宰相中將師、四條宰相隆、有著殿上端、不居膳、

無盃酌建久、寛元、正元等例也、予覽吉書於西園寺新大納言、見了、以予奏聞、次返下大納言、大納言又返下予、書

端書下廳、次判官代源仲秀、持參御封返抄、入置西園寺新大納言之前、次持參硯、次第加置、次非參議

別當、并五位六位判官代等、相率著廳屋依無其所、用御念誦堂、饗廿前居之、四位別當座小文判官代座紫緣、別

當座横敷、先光繼朝臣著横敷西端、次予目經顯而堂上著、同著座東、持笏揖如常、次第著了、次一獻居折、盃

數、主典代親景役之、瓶子廳官光國、二獻盃主典代同廳官光久、汁物兼居之、箸下、其儀置笏立箸、次三

獻盃主典代資景、廳官清種持參硯、次第加署眞名也、次覽御封國催牒於予加署章、次覽諸司二分等

交名於予、主典代同、予見了、返給之、仰可申執事別當之由、次自下薦起座、此間執事殘留殿上、廳官以

藏人覽件交名、次撤机、饗立食床居、饗并合子飯、主典代以下著座、有勸盃、雜仕女役之、如著到云云、予

不見之傳聞許也、藏人所并武者所始等事定、行事下知廳之後、無口入之事、點御所近邊之屋爲其所

饗各廿前、御分國勤之、

〔増鏡十三の三〕おりゐの御門園○花は、御このかみの本院後○見と、ひとつ持明院殿にすませ給、もと

より御子のよしにておはしませば、まいてひとつ院のうちにて、いさゝかもへだてなく聞えさ

せ給、いとおもふやうなる御ありさまなり、さるべき御中といへども、むかしもいまも御腹なご

かはりぬるは、いかにぞやそばくしき事もうちまじり、くせあるならひにこそあるを、この院

の御あはひ、まめやかにおもほしかはしたる、いとありがたうめでたし、

〔皇年代略記光明〕貞和四年十月廿七日、禪位皇太子、十一月廿五日、太上天皇尊號廿八

〔園太曆〕貞和四年十二月三日乙丑、今日新院明○光尊號詔書覆奏事、

詔朕以菲德、忝受羅圖、繆臨萬乘之神器、聖智不明、未照六合於胸襟、帝功難及、上以欽祖宗、下以慙黎